

平成 26 年度 第 2 回高知県いじめ問題対策連絡協議会 議事概要

1 日時 平成 26 年 11 月 19 日 (水) 14:00~16:00

2 場所 ザ クラウンパレス新阪急高知 花の間

3 出席者

会長	高知県知事	尾崎 正直
委員	高知県小中学校長会長	西尾 洋之
	高知県高等学校長協会長	川村 文化美
	高知県私立中高等学校連合会長	森 暁
	高知大学教育学部附属小学校校長	渡邊 晴美
	高知県保幼小中高 P T A 連合体連絡協議会長	田村 雅之
	高知県民生委員児童委員協議会連合会長	前田 長司
	大阪市立大学名誉教授	森田 洋司
	高知弁護士会	金子 努
	高知県医師会常任理事	中澤 宏之
	高知県市町村教育委員会連合会長	大野 吉彦
	高知市教育長	松原 和廣
	高知地方法務局人権擁護課長	井ノ口 忠明
	高知県地域福祉部長	井奥 和男
	高知県文化生活部長	岡崎 順子
	高知県教育長	田村 壮児
	高知県警察本部生活安全部長	上村 和宏
	高知県中央児童相談所長	川西 高志

4 概要

(1) 開会

- ・ 前回欠席されていた委員の紹介

(2) 議事

1 生徒指導上の諸問題の状況について

<事務局より資料 1 に基づき説明>

2 いじめ防止等の取組の進捗状況について

<事務局より資料 2 に基づき説明>

委員 (県教委)

いじめ防止子どもサミットについて説明する。開催日時は 12 月 6 日 (土)、会場は全体会場を県民体育館、分科会は高知工業高等学校で行う。

県内の児童生徒、保護者が一堂に会するので、いじめ防止等に関する取組を全県に普及する効果は大きいと考える。参加人数 1,300 人。内訳としては、児童生徒 700 名、保護者 235 名、引率教員 340 名、その他の一般参加を見込んでいる。

サミットに向けて、小中高 15 名の実行委員が準備を進めている。チラシのイラストや、「気づけ 心の叫びに 築け 心のぬくもりを」というキャッチコピーもすべて実行委員の発案によるものである。

当日の午前中は、実行委員による基調提案に加え、全体での交流活動、人権作文コンテストの入賞作品の発表を行う。

午後は、子どもたちが 25 の分科会に分かれて、「いじめを防ぐために私たちが取り組みたいこと」と題して、各校のいじめ問題の取組や思いを話し合い、その後、ポスターセッションで発表してもらう。サミットに参加した子どもたちが、「高知県からいじめをなくしたい」という思いをもち、それぞれの学校で主体的に取組を広げてもらえることを期待している。

なお、午後の全体会の中で、子どもたちのいじめゼロ宣言と合わせて、大人による宣言を私から発表させていただきたいと考えている。

委員（地域福祉部）

児童相談所等における相談支援業務と民生・児童委員などによる地域における子どもや家庭の見守り活動について説明させていただく。

児童相談所は、相談支援業務を通じて、いじめの早期発見や、子どもの育成相談について役割を担うこととしている。

市町村に設置している要保護児童対策地域協議会についても、適切に連携協力して取り組む必要があり、今後も、県、市町村並びに学校等の関係機関が連携を強化することにより、迅速かつ適切に対応できるよう体制づくりに取り組む。

次に、民生・児童委員及び主任児童委員による地域の見守り活動を推進するため、各小学校で行われる就学時健康診断の場で、保護者の方に直接民生・児童委員等を紹介する事業を行っている。本年度は、県内の児童数 100 人以上の小学校 91 校の 6 割以上となる 55 校で実施することを目指して取り組んできた。なお、全小学校 196 校のうち 6 割を超える 124 校で実施予定である。今後も、民生・児童委員等と学校が情報共有し、支援を必要とする家庭の早期発見につなげる見守り体制づくりに取り組む。

委員（文化生活部）

いじめを含む人権教育の中心となる取組として、私立学校における人権教育の推進を図るために、学校訪問等、人権啓発センターに委託し、様々な相談、助言指導に取り組んでいる。今年度は定期訪問約 60 回、研修会の開催を年 3 回程行っている。

私立学校では、不登校や中途退学の大きな課題の中で、教職員の資質能力の向上が重要であり、学級経営、カウンセリングマインドを組織として取り組むことの必要性が高まってきている。

自主的な取組を私立学校にも展開していくことを考えている。

教育相談体制の整備として、スクールカウンセラー等の配置も行っている。いじめの未然防止の学校の取組を、県としても支援していくつもりである。

委員（法務局人権擁護課）

児童生徒の心を耕す教育の推進（人権教室、人権作文コンテスト高知県大会）、教育相談体制の整備・充実（人権相談、SOS ミニレター、子どもの人権 110 番）などに取り組んでいる。

SOS ミニレターについて、命に関わるような場合には学校にも依頼して対応しているが、基本的には秘匿ということで、ミニレターを受けている。何回か返信をする中で、学校に相談することを勧めるなどしている。

いじめ発生時の対応（防止）については、調査救済措置を行う。本人から話を聞き、学校の事情を踏まえたうえで、対応している。

県内に4か所しか法務局が無いので、関係機関に、ぜひご協力、ご支援いただきたい。

…… 資料について質疑 ……

委員（弁護士会）

様々な課題に取り組むために、高知弁護士会に「子どもの権利委員会」というものがあり、いじめ問題に対応している。委員会は15名で対応している。いじめ問題については、専門相談窓口「子どもの権利110番」を設置し、他の団体が行う勉強会への参加であったり、講師派遣の事業なども行ったりしている。

「子どもの権利110番」は、電話があれば相談日時を設定して、面会等を行う。いじめに限らず、子どもの権利に関することについて相談に乗っているが、これまで、いじめに関する相談は寄せられていない。

講師の派遣、勉強会への参加について、今年に入って高校生に対するいじめ予防授業が1回、中学校教員に対していじめに関する講義を行った。

高校生に対するいじめ予防授業は、日弁連でいじめ予防授業の講師養成研修を作成しており、これに基づいて今年の5月に県内の高校で実施した。

中学校教員に対しては、憲法やいじめ防止対策推進法を説明し、学校におけるいじめ防止対策の責務について話をした。また、推進法に基づいて策定したいじめ防止基本方針を先生と一緒に読み合わせ、コメントさせていただいた。

周知不足や、弁護士に来てもらうことについて費用がかかるのではないかと、法的な内容でないといけなかつた不安から、件数として多くないことが課題である。積極的にご活用いただきたい。

3 意見交換

<資料5 いじめの防止等に関する論点メモ について事務局より説明>

会長

資料5をもとに意見交換し、いただいた意見を27年度の県の施策に反映させていただきたい。ぜひいろいろご意見をいただきたい。

委員

児童生徒の心を耕すことと、教職員の資質能力の向上は表裏の関係のものである。学校がいじめや不登校などを個別の課題と捉えず、子どもを総合的に人間として育てる取組を行うべきと考える。組織全体として、心を耕す教育に取り組んでいくべきであり、個別の課題対応ではなく、問題を起こす根本の部分に手を打っていく必要がある。取組の中で成果が上がっているのは、子どもに対して常に「ボイスシャワー」を全教員が組織的に実施している、学級経営の中で子どもたちが協力して取り組める活動を仕組んでいく、それらの取組を教職員同士が協力して共通のものを作っていくなどである。回り道かもしれないが、学校全体で一人ひとりの心を耕す教育をしていくことが、最終的には一番効果のある取組ではないかと考えている。

委員

委員の意見に基本的に賛成である。「いじめ問題という切り口」だけで解決しようとするのではなく、子ども全体を取り巻く状況、環境、性格等を含めて、どうサポートしていくかが重要であると考えている。

教育再生実行会議でも、第一次提言でいじめ防止対策として取り上げられたのは、道徳教育の充実であった。道徳教育を学校現場でどのように充実・強化していくかという準備が始まらなければならないと感じている。道徳の時間は学校の教員にとって苦手とする分野である。なかなか道徳教育についての自信が持てないという教員もまだまだいる。教科道徳になるまでに、しっかりとした準備研修や認識を深めることが必要であると考えている。

委員

県の方針に基づいた、多くの取組がある。それをできることから一つずつ取り組むことが大事である。教職員の資質向上に「研修」があるが、各校の校内研修において、ベテラン教員が若手教員に研修を行っていく方法もあるし、今までにあった様々な事例を研修に生かす方法もある。具体的話で研修を組んだ方が、後の実践につながると考える。

委員

実に多くのプログラムが子どもたちのために走っていると感じた。いじめのイメージとして「対応」に傾くのは宿命的に避けられないと考える。しかし、原点に戻ると、家庭や地域において子どもが育つ初期段階の人間関係を、いかに優しいものに構築していくかである。最近では、隣近所でもあいさつができないなど、子どもを育てにくい環境である。ここに挙げられているプログラムは教育委員会中心であり、家庭や地域の観点が薄いと思う。まずは家庭や地域での取組の重要性を前面に出したうえで、学校も合わせて取り組んでいくのがよいのではないかと。

核家族化により、家族内でもあいさつが希薄になってきている。「いってらっしゃい」「元気でね」と気軽に言えるようにしたい。また、自然の豊かさを活用できていないのではないかと。子どもたちが川や海で泳ぐ姿、山登りしている姿が見られない。自然は豊かなのに、非常にお粗末な環境の中で子どもたちは育っている。集まっても、ケータイやスマホに目が向いている状況であり、非常に貧相な状況である。学校教育以外のところで、子どもたちを自然の中に引っ張り出していくには、家庭では、もはや対応しきれない。中学校、高校と進学していくうえで、基本のモチベーションである「人に関心がある」という大事な部分を構築する必要がある。遠いけれど、いじめにも関係してくるのではないかと。

委員

子どもの心を耕すことについて、その前に子どもが置かれている状況について把握しておく必要がある。子どもはストレスを抱えている。家庭を通して社会的なストレスも感じているかもしれない。習い事、深夜までの勉強、それらのストレスがいじめにつながっているのではないかと。家庭でもそういった状況を見直してみる必要がある。

いじめの発見について、クラスにいる子どもたちが言ってこないのが気になる。基本的に教員にはなかなかいじめは見えない。子どもたちが主体的に、いじめの事実を見た時などに、訴えられるようにしたい。モラル教育について「～してはいけない。」では不十分であり、考えさせる教育でなければならない。子どもたちの身近な事例から、自分の頭で「考えさせる」ことが重要である。

教職員の資質能力の向上について。高校で教員をしていたが、いじめは本当に見えづらい。資質能力の向上はもちろんだが、「見える」ようにするにはどのようにすればよいか。アンケートや調査など、多角的に見ることが必要だと考える。

教職員においても、徹底して事例研究を取り上げる。事例を基に考えていくことは、非常に大事になってくると考える。

委員

SOS ミニレターについて、本年度も各小中学校の協力のもと、すべての子どもに配付した。反響が非常に大きく、毎日4～5通届く。悪口、いじめ、暴力的な行為、仲間はずれなどの内容が多い。この仕組み自体が信頼関係を基に成り立っている事業なので、よほどの重篤なことでなければ、学校と連携して対応することはできないが、本年度は非常にいじめの事案が多い。生徒の氏名は公開できないが、案件のおおむねの内容(学年など)を示して、改善を図ってもらうこともできるのではないかと考えている。これらは一つ一つの事案に対する対処になるので、根本的な解決を目指すのであれば、生徒あるいは教員に対する人権教育を行っていく必要もあると考える。

ご要望、連携する機会等あれば、言っていただければ対応する。

会長

「見える化」の一つの手立てということである。どのような仕組みがよいか検討、相談させていただきたい。様々なところで見えていると思う。それを集約する仕組みを考えたい。

事例に基づいた研修が大事であるということ、それを生徒にも行うことの意味をいただいた。

委員

心を耕すというのは、大変広い概念である。一つは学校教育の中で、教科としての道徳、広い意味での道徳教育にしても、それを教科の中でいかに展開していくか。学業指導という概念では、授業づくりの中で、社会性を高めたり人間性を広げたりする。一人一人が学級へ帰属感を持つ、規範意識を高める、コミュニケーション能力を育成する、自己肯定感を高めることなどにウエイトを置いたプログラムを、開発していかなければならない。全教育課程を通じて、心を耕す教育というものをそろそろしていかなければならない。

学校週5日制により、自然に連れ出す「体験活動」などの、行事や特別活動が精選された。教科学習以外の側面で、もう少し取り戻していく作業が必要である。

いじめに関して「見える」「見えない」という意見があった。データを拝見すると、高知県の場合は学校も努力しており、アンケートの実施率も全国平均に比べて非常に高い。ただ、学校の教員がアンケートを通じていじめを知る数値は、全国よりも少し劣っている。アンケートから学校の教師が発見した比率は高知県において29.2%、全国平均は52.3%である。アンケートは実施されているが、その実効性をどう高めていくか、アンテナにさらに磨きをかけていただきたい。

会長

アンケートの分析力を磨いていかなければならないということである。

委員

プログラム開発について、我々も重要であると考えます。

最近、探求型学習、共同学習がよく言われている。そういう中で、道徳教育、コミュニケーション能力が盛り込まれるのではないかと考える。プログラムの開発について、来年取り組んでみたいと考えているところである。

委員

根本にあるのは他者への気づかいであり、それが人権の課題につながっていく。

一緒に遊んでもらったことや家族でご飯を食べたことがない、という子どもも少なくない。子ども

の生活視点というものをもってほしい。全人教育ということで考えると、学校は子どもの生活の場所でもある。授業の中で身につけていくことも大切だが、学校の場面、場面の中で、「心を耕す」、「教職員の資質の向上」につながる材料はたくさんある。子どもと一緒に遊べるゆとりや、給食も一緒に食事をするなど、仕組みが人を変える部分がある。個人と向き合う中で、素晴らしい先生との出会いが、子どもへの影響力となる。先生個々の魅力や、他者への思いやり、癒しの気持ちなど、家庭の生活時間よりも、学校での生活時間の方が長いくらいである。そういう意味では、子どもの学校生活を豊かにするというような視点の中で、授業だけではなく、いろんな場面の中で、先生たちがどのように子どもたちに関わっていけるかというところも大事な要素ではないかと考える。

会 長

地域の方に入り込んでいただいてサポートしていただくという方法もあると考える。

論点に出てくる情報モラル教育について、「ネットいじめ」について、新しい態様のいじめであるので、特に力を入れるなど、特別な研修がいるのではないかと、ということだろうか。

委 員

ぜひお願いしたい。具体的話になると、説得力のある説明を子どもにしづらいという面がある。事例を基に、何が行われていて、何が問題なのかをつかんでいく必要がある。場合によっては、専門家にもっと学校に入っていただいて直接指導いただきたいと考える。

委 員

ネットについては、保護者の関心が高い。スマホで何をやっているか分からない。行動であれば表にあらわれるが、スマホでは分からない。保護者自身も使い方が分からない。一番やっかいであり、単にいじめだけでなく、悪徳商法のケースなど日常のトラブルが非常に多い。保護者も含め、研修の機会を持っていただき、家庭と学校で力を合わせてほしい。ネットやスマホ普及によるプラスの側面を生かすためにも、マイナスをどう克服するかが一番大きな課題である。ぜひとも力を入れていただきたい。

会 長

後半2つのテーマについてはいかがか。

学校・家庭・地域・関係機関の連携した取組や、相談体制の充実についての意見をお願いしたい。

委 員

民生委員というのは、問題が発生した場合に、各団体へのパイプ役となるのが基本である。児童の問題へ取り組み始めて20年ちょうどになる。民児連として、おろそかにしてきたのではないかとということが一つの問題となっている。主任児童委員について、徹底的にやっけていこうとしている。民生・児童委員、県の児童家庭課と実施しているのが、就学時健康診断の場にいる保護者との面接、面会をさせていただくことである。民生・児童委員、主任児童委員がどういう役割であるか、伝えるようにしている。民生委員の役割自体を知らない保護者もいる。先ほど言われた「原点に還る」という言葉、非常に好きである。でも、そのころにどれだけ戻れるか、今戻れるのか、なかなかできないのが現状であろう。

教育という問題について、考えるところがある。点数だけにこだわって、応用問題になつたらなかなか難しい。これでは社会に入った時に、まったくできないような人間になるのではないかと。人をふんづけてでも上に、という考え方になっていないか。これからは保護者と一緒に、本当に人間性を豊

かにする活動の在り方をやっていかなければいけないと考えている。

子どものストレスがあり過ぎるのは、親が家庭で作っている面もある。面白くない時に友達をいじめめるようなことが発生する。自分が子どもの頃と比べてどうか、今後伝えたい。

SOS ミニレターの取組等、非常に良い取組である。困って、人にも言えないような人もいる。

委員

相談体制について情報提供をさせていただく。様々な機関でいじめ、人権問題に関する相談窓口を作っている。県教委であれば心の教育センターであり、ベースになるのが24時間電話相談である。窓口になる電話番号を、毎年度の始業時に、小中高校・特別支援学校の子どもたちすべてに、カードを配付し周知している。それ以外に、心の教育センターでは来所による相談、メール相談にも対応している。人権教育課では、SC や SSW の人材配置をしており、それぞれの学校や市町村での相談に応じている。また、人権教育課が直接相談を受けることもある。

法務局では子どもの人権110番、県警の少年サポートセンターや児童相談所でも電話での相談対応を行っている。多くの機関が、チャンネルをもって対応している。機関同士の連携について進めていけないといけないが、個人情報の問題があり、どこまで共有できるかという課題がある。緊急事態であればもちろん連携対応しているが、通常的には難しい。

人権教育課は、さまざまな機関と話ができる立場であるので、実質的なコーディネーター役になっているのではないか。

会長

いじめという人権侵害について、方法によっては情報提供等ができるのではないか。しかし、課題があるのも事実。つめていく必要がある。

委員

重大事項や緊急事項については、もちろん情報提供、連携していく。

委員

学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組については、いじめ問題の啓発の対象を、すべての「保護者」から、もう一步つっこんですべての「市民」に深めていただきたい。

サミットも良い試みであると思っている。宣言について2通りの考え方がある。大人が良い見本を示そうという理念を示した宣言というやり方と、私たち大人が具体的にどう関わってどう行動するか、すなわち、大人側の行動宣言というやり方がある。もしも来年度も宣言をされるならば、大人がどういう行動をとっていくか、もう一步踏み込んだ行動宣言を出していただき、市民が心の指標として取り組み、大人としての見本を示しながら、子どもに関わるようにしたい。

栃木県の小山市は、うまくそれを作っている。行動宣言が非常に具体的で、大人がどのようにすればよいか意識化させるものとなっている。地域だけでなく、企業団体や商工会議所も協力団体としている。理容や飲食の店も参画しており、市民の誰にも目につくようになっている。

静岡県の島田市では広告会社と連携して、電信柱に掲示している。そのようなやり方で、企業の協力を得ながら、地域に広げていく。そうすれば、市民にももう少し広がっていくし、子どもへの関わり方も意識化させることができるのではないか。

委員

相談体制の整備、充実について、各学校にはSC、SSWに加え、学校医もいる。身体的な部分での関

わりが大きいですが、メンタルヘルスについても関わるべきであると思っている。内科、小児科がほとんどであり、心理的なケアは難しいが、SCと学校医が連携していく体制がとれればよいのではないかと。心理的な危機にある状態の子どもについて、SCが医療者側に相談するという方法もある。

事例検討で深く掘り下げることが大事である。事例検討会に学校医が参加し、専門的な意見を言わせていただくことも効果があると考えている。

中には発達障害など、医療の関わりが必要な子どももいる。SCを介して、医療につなげていただければと考えている。

委員

学校の中で、いじめや不適應など、医療機関にかかるように勧めたいけれども勧めることが難しい場合が多い。時には保護者も同様の課題（発達障害など）をもっていらっしゃる場合もある。状況改善を図るために、どのように医療につなげたらよいか。

委員

受診勧奨については、難しい部分がある。SCや担任からうまく勧めることが自然ではないか。精神科が対応することが多いが、（精神科に対して）敷居が高い。まずは保健所に相談するルートもある。受診でなくても、相談いただければ、受診についての対応についても助言できると考えている。

委員

関係機関や団体が考えてくれていることを、大変心強く感じる。保護者は、道徳にしてもネットにしても、知らない部分が多い。子どもの目の前で平気でごみを捨てる、子どもがほしがれば買い与える、そのような親がいる状況である。フィルタリングをかけずにそのまま使わせる親もいる。そのような親に理解をしてもらうためには、県のPTA、市町村、各校単位のPTAとして研修をやっていくしかないと考えている。本当に来てほしい親は来ないが、やめるわけにはいかない。会の開催については、予算がかかるので、その面はよろしくお願いしたい。

委員

論点整理に関わって、資料1の5ページをご覧いただきたい。いじめ発見のきっかけについて、他の児童生徒が発見のきっかけになっていないという部分について、問題であると考えている。仲間内で、「こういういじめがあった」と告知されていない。いじめ問題そのものが、難しい問題を抱えていると思われる。

一つの視点として、子どもたちの自治能力やいじめ問題に対する「これはいけないことなんだ」という考え方の部分を、しっかり育成していかなければならない。親や教員が知ることが少ない現実から考えても、さらに見えない状況になっていく。子どもたちの自治能力をどう高めていくかということも、論点として整理されてもよいのではないかと。

委員

弁護士は今まで、事件が起こってから当事者の代理人になるなどして動くのがほとんどだった。いじめを防止するという点においては、生徒や先生に、法的な部分を理解していただくことが重要ではないかと考えている。法の専門家として関わらせていただく機会があれば、印象づけることができ、人権に対する理解も深めることができると考える。可能であれば、事件が起こる前から関わらせていただければと考える。

「法的なことがあるかどうか分からないから」と弁護士会への相談を躊躇されるかもしれないが、

「法的な対応が必要であるかどうか」も含めて、気軽にご相談いただきたい。必要があれば、事例研究にも積極的に参加させていただきたい。

委員

別の会で、サミットを来年度も継続することをお願いした。子どもたちの自治能力を高めるには、「いじめはだめだ」と言えないといけない。保護者や教員、地域の人がいつでも周りにいるわけではない。子どもたちの中でしっかりとした意識を持たせるためにも、サミットや連絡協議会の検討があり、ぜひ現場に生かしていただきたい。地教連としても取組をしていきたい。南国市では特に、就学前の段階から子どもに対する親の意識を変えていく取組をしている。一番の小社会は家庭であり、その段階からきちっと教育していく。その過程の中で関係機関を巻き込んで、ご指導、ご支援をいただく。

相談体制、支援体制はもちろんだが、その根本の子どもたちの意識を変える。制度や組織体制の整備に加え、取組の精度を上げるべきという意見に賛成である。

委員

いじめの当事者ではない子どもや、その保護者によるいじめの発見率は、全国平均より高い。アンケート調査など学校の取組による発見率が低いために、この数字が高くなっている。アンケートをはじめ、教員のアンテナに磨きをかけてほしい。Q-Uとアンケートをかみ合わせて分析していくと、学級の様子がよく見える。子どもの自主的な活動は大事である。自分たちの問題として捉え、それをみんなでどのようにして取り組んでいくのかを決めていく。

もう1点、重大事態について学校の先生が警戒心を持っており、敷居を高くしている。弁護士会を通じて伝えていただきたいのは、学校の裁量権という問題について、司法的判断と学校の教育的判断のどちらが優先されるかというところである。指導しなかったことを「不作為」として問うのではなく、どのような理由で指導しなかったか、教育のプロとしての自覚と自信をもって学校が明確に判断すれば不作為にはあたらない。その部分をしっかりと強調していただきたい。司法的判断の優先される場面と、教育的判断が優先される場面、その部分をしっかりと整理し判断していくことで、教員も力が出てくるし、自信を持つことができる。

委員

学校の責任を追求するということではないことを確認したい。あくまでも「支援」させていただくという関わりであり、司法判断を踏まえて、専門性を踏まえてアドバイスさせていただきたい。

4 「高知家」の子どもたちがいじめで苦しむことのない社会づくり宣言（案）について

<事務局より資料⑥に基づいて説明>

知事

サミットでの大人の宣言について、今回は事務局の提案した内容とさせていただく。委員から頂いた「具体的な行動を宣言していこうではないか。」というご意見については、今後生かしていくようにする。他にご意見はないか。

(3) 次回の会議日程について>

第3回高知県いじめ問題対策連絡協議会

- ・ 日 時： 平成27年2月13日（金）午前10時～12時
- ・ 会 場： 共済会館